

- 種目情報処理業務に登録された者であること。
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 熊本県内に本店又は支店(営業所等を含む。)があり、担当技術者が常駐していること。
  - (4) 電子計算機用データ入力に係る機械及び設備を備えていること。
  - (5) 平成15年度を含む過去3年間に、診療報酬明細書に係るデータ入力及び点検等の業務を受託した実績があること。
  - (6) 受注及び納品について、次の要件を満たすこと。
    - ア 熊本県の休日を守る条例(平成元年熊本県条例第10号)に規定する休日以外の日に、1日に2回(午前11時及び午後4時)、熊本県環境生活部水俣病対策課(県庁新館5階)及び熊本県企画振興部情報企画課(県庁新館9階)において、受注及び納品をすることができること。
    - イ 上記アの日時以外でも、県が業務上必要と判断する場合においては、県の求めに応じて、随時に上記アに記載する場所において、受注又は納品をすることができること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成16年3月12日(金)から平成16年3月17日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - (2) 提出場所  
4に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
4に記載する場所へ持参するものとする。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県環境生活部水俣病対策課(県庁新館5階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 7385
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成16年3月12日(金)から平成16年3月22日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年3月23日(火)午後2時から  
イ 場所  
熊本県庁入札室(県庁本館地下1階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6022
  - (4) 入札書の提出方法  
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
  - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

熊本県監査委員公告第1号

平成15年11月26日から平成16年1月20日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年3月12日

熊本県監査委員 松 本 和 彦  
 同 山 本 豊 孝  
 同 荒 木 詔 直  
 同 船 田 直 大

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関		監査対象期間	監査実施年月日
部局名	機 関 名		
教育委員会	済々黌高等学校	平成14年 4月 ～平成15年 3月	平成15年12月1日
	熊本高等学校	〃	平成15年12月17日
	第一高等学校	〃	平成15年12月2日
	第二高等学校	〃	平成15年12月1日
	熊本西高等学校	〃	平成15年12月1日
	熊本北高等学校	〃	平成15年12月11日
	東稜高等学校	〃	平成15年12月2日
	玉名高等学校	〃	平成15年12月24日
	荒尾高等学校	〃	平成15年12月4日
	南関高等学校	〃	平成15年12月11日
	鹿本高等学校	〃	平成15年12月5日
	菊池高等学校	〃	平成15年12月17日
	大津高等学校	〃	平成15年12月5日
	阿蘇高等学校	〃	平成15年12月18日
	小国高等学校	〃	平成15年11月28日
	高森高等学校	〃	平成15年12月25日
	蘇陽高等学校	〃	平成15年12月8日
	御船高等学校	〃	平成15年12月1日
	甲佐高等学校	〃	平成15年12月9日
	宇土高等学校	〃	平成15年12月12日
松橋高等学校	〃	平成15年12月12日	
八代高等学校	〃	平成15年12月24日	
八代南高等学校	〃	平成15年12月12日	
八代東高等学校	〃	平成15年12月24日	
氷川高等学校	〃	平成16年1月13日	
水俣高等学校	〃	平成15年12月3日	